



# 茨城県報

第 2573 号

平成26年3月20日

木曜日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 救急告示診療所の申出の撤回 (医療対策課) ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の変更 (障害福祉課) ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定更新 (障害福祉課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (4 件) (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (8 件) (道路維持課) ..... 4
- 銚子大橋の管理の方法に関する協議の内容 (道路維持課) ..... 6
- 車両制限令の規定に基づく道路の指定及び車両の通行方法の指定 (道路維持課) ..... 7
- 事業計画の変更の認可 (2 件) (公園街路課) ..... 8
- 事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 9
- 指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更 (建築指導課) ..... 10

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2 件) (生活文化課) ..... 10
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) ..... 11
- 環境影響評価準備書の縦覧 (環境政策課) ..... 12
- 基本測量の実施 (用地課) ..... 13
- 基本測量の終了 (2 件) (用地課) ..... 14
- 公共測量の終了 (用地課) ..... 14
- 都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) ..... 14
- 建築基準法第86条の5第2項の規定による一団地の認定の取消し (建築指導課) ..... 15
- 開発行為の工事完了 (4 件) (建築指導課) ..... 15
- 道路の廃止 (建築指導課) ..... 16

### ( 警 察 本 部 )

- 落札者等の公示 ..... 16

## 告 示

### 茨城県告示第262号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所である次の医療機関については、その開設者から同令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地	申出撤回日
丸野医院	取手市稲853	平成26年3月12日

### 茨城県告示第263号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	サービスの種類	変更の内容			
			変更事項	変更前	変更後	変更年月日
0812600120	就労支援事業所 みらい	就労継続支援B型	事業所の名称	就労継続支援事業所（B型）みらい	就労支援事業所みらい	平成26年 4月1日
			事業所の所在地	那珂市瓜連 1250番地	那珂市戸4692番地305	

### 茨城県告示第264号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定更新をしたので告示する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地	担 当 する 医 療 の 種 類	主として担当する 医師（薬剤師）の 氏名	指 定 更 新 年 月 日
ストレスケアつくばクリ ニック	つくば市竹園1-4-1	病院・診療所	黒 田 直 明	平成25年 11月1日

### 茨城県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉里水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
水戸市赤塚一丁目2062番地先から	(A)	最大 11.3	165	
水戸市赤塚一丁目2064番地先まで		最小 8.5		
水戸市赤塚一丁目1976番1地先から	(B)	最大 39.5	235	
水戸市赤塚一丁目2053番64地先まで		最小 18.0		
水戸市赤塚一丁目1976番1地先から	新(B)	最大 39.5	235	旧 道 移 管
水戸市赤塚一丁目2053番64地先まで		最小 18.0		

茨城県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成26年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 河内竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
龍ヶ崎市砂町4916番2地先から	(A)	最大 25.0	1,304	
龍ヶ崎市米町4566番地先まで		最小 7.4		
龍ヶ崎市立野4934番3地先から	(B)	最大 35.0	1,625	
龍ヶ崎市寺後3919番4地先まで		最小 15.0		
龍ヶ崎市砂町5110番2地先から	新(B)	最大 35.0	1,814	旧道移管及び 区域編入
龍ヶ崎市寺後3919番4地先まで		最小 15.0		

茨城県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成26年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦坂東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市下河原崎字砂久保303番1地先から つくば市下河原崎字砂久保303番1地先まで	(A) 旧	メートル	メートル	迂回路撤去
		最大 8.0	110	
		最小 8.0		
		最大 8.0	98	
	(B) 新(B)	最大 8.0	110	
		最小 8.0		

## 茨城県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西関宿栗橋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡五霞町大字川妻字寺山481番3から 猿島郡五霞町大字川妻字岩屋堂241番1まで	(A) 旧	メートル	メートル	区 域 除 外
		最大 20.8	602	
		最小 11.9		
		最大 28.0	595	
	(B) 新(A)	最大 28.0	595	
		最小 11.9		

## 茨城県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道 349号
- 2 供用開始の区間 常陸太田市馬場町90番2地先から  
常陸太田市馬場町90番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月28日

## 茨城県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 諸沢西金停車場線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字西金519番2地先から  
久慈郡大子町大字西金493番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月25日

茨城県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大賀牛堀線
- 2 供用開始の区間 潮来市島須字新堀2454番1地先から  
潮来市島須字新堀2454番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月20日

茨城県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大賀牛堀線
- 2 供用開始の区間 潮来市島須字焼野2491番地先から  
潮来市島須字完田2480番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月20日

茨城県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大賀牛堀線
- 2 供用開始の区間 潮来市上戸字諏訪後381番3地先から  
潮来市上戸字諏訪後376番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月20日

## 茨城県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 深芝浜波崎線
- 2 供用開始の区間 神栖市波崎8200番地先から  
神栖市波崎8784番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月20日

## 茨城県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 鉾田鹿嶋線
- 2 供用開始の区間 鹿嶋市清水字西山1655番1地先から  
鹿嶋市清水字西山1684番12地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月20日

## 茨城県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 西関宿栗橋線
- 2 供用開始の区間 猿島郡五霞町大字川妻字寺山496番3から  
猿島郡五霞町大字川妻字寺山497番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月20日

## 茨城県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定の規定により、銚子大橋の管理方法について、次のとおり千葉県知事と協議が成立した。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

協 定 書

一般国道124号千葉県銚子市三軒町地先と茨城県神栖市波崎地先の一級河川利根川に架設した銚子大橋の管理について、千葉県知事 鈴木 栄治（以下「甲」という。）と茨城県知事 橋本 昌（以下「乙」という。）は、次のとお

り協定する。

第 1 条 管理者は甲とする。

第 2 条 管理する区間は、橋梁部分1,209.1メートルとする。

第 3 条 管理に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新設、改築及び補修等の工事費
- (2) 災害復旧工事費
- (3) 照明施設（航路標識灯を含む。）の維持補修費（電灯料を含む。）
- (4) 一般管理費（清掃及び占用の許可等に関する手続きに要する費用をいう。）

第 4 条 前条の管理に要する費用の負担割合は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる費用は、甲乙の折半負担とする。
- (2) 前条第 4 号に掲げる費用は、甲の負担とする。

第 5 条 許可等により生じた収入は、管理者である甲に帰属するものとする。

第 6 条 甲は、工事を施行しようとするとき、または設計を変更しようとするときは、あらかじめ乙に協議するものとする。

ただし、急施を要するときは、ただちに施行してその要領（設計書及び図面等を添付）を乙に通知することによって協議に代えることができる。

第 7 条 乙は、第 4 条第 1 号に掲げる費用を、その工事が竣工したとき、又は年度末までに甲の請求により支払うものとする。

ただし、甲は、工事費又は物件購入費の内渡しをする必要を認めるときは、乙に対して請求することができる。この場合、出来高調書又は材料納入調書を請求書に添付するものとする。

第 8 条 工事が竣工した後において残存物件がある場合は、当該残存物件の価格に第 4 条第 1 号の規定による負担割合を乗じて得た額を乙の負担額から控除するものとする。

第 9 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど協議して定めるものとする。

第 10 条 本協定は、平成 26 年 3 月 25 日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 6 日

甲 千葉県知事 鈴木 栄 治  
乙 茨城県知事 橋本 昌

~~~~~

茨城県告示第 278 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のように指定する。

平成 26 年 3 月 20 日

茨城県知事 橋本 昌

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路 線 名                  | 区 間                                        |
|------------------------|--------------------------------------------|
| 県道 那珂湊那珂線<br>(路線番号38)  | 那珂市中台字南次男分707番14地先から<br>那珂市豊喰字久保655番1地先まで  |
| 県道 江戸崎新利根線<br>(路線番号49) | 稲敷市沼田2464番1地先から<br>稲敷市羽賀1496番6地先まで         |
| 県道 那珂インター線<br>(路線番号65) | 那珂市大字福田字太子前662番1地先から<br>那珂市飯田字押敷1647番1地先まで |
| 県道 中石崎水戸線<br>(路線番号179) | 水戸市酒門町1107番11地先から<br>水戸市酒門町4568番7地先まで      |

## 2 指定する期日

平成26年4月1日

## 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないように走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入するためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないように十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見えやすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 茨城県告示第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の都市計画事業を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

古河市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

古河都市計画公園事業

5・5・001号古河総合公園

## 3 事業施行期間

昭和48年8月30日から

平成31年3月31日まで

## 4 事業地

収用の部分

変更なし  
使用の部分  
なし

茨城県告示第280号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の都市計画事業を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
潮来市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
潮来都市計画公園事業  
6・5・001号前川運動公園
- 3 事業施行期間  
平成19年2月19日から  
平成27年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
なし

茨城県告示第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
坂東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
岩井・境都市計画下水道事業  
坂東市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年1月29日  
平成31年3月31日
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし

- (2) 使用の部分  
変更なし

茨城県告示第282号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので同法第77条の35の5第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の住所、名称及び代表者の氏名

東京都新宿区新宿2丁目1番2号  
株式会社 建築構造センター  
代表取締役社長 田野邊 幸裕

2 変更後の事務所の所在地

本 社 東京都新宿区新宿2丁目1番2号  
東 北 事 務 所 宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号  
福 島 事 務 所 福島県郡山市中町11番5号  
埼 玉 事 務 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号  
神 奈 川 事 務 所 神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号  
愛 知 事 務 所 愛知県名古屋市中区錦1丁目17番13号  
山 陰 事 務 所 鳥根県松江府松江市中原町6番地  
岡 山 事 務 所 岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号  
広 島 事 務 所 広島県広島市中区八丁堀15番6号  
愛 媛 事 務 所 愛媛県松山市三番町7丁目13番地13  
佐 賀 事 務 所 佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号  
長 崎 事 務 所 長崎県長崎市万才町6番33号  
宮 崎 事 務 所 宮崎県宮崎市川原町5番10号  
南九州事務所 鹿児島県鹿児島市東千石町1番3号  
沖 縄 事 務 所 沖縄県浦添市字城間3019番地

3 変更しようとする年月日

平成26年4月1日

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年5月10

日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成26年3月20日

1 申請のあった年月日

平成26年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 筑西ファミリーサポートセンターまんま

3 代表者の氏名

箱守 まり子

4 主たる事務所の所在地

茨城県筑西市関館590番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、子育て世代に対して、子育てサポート事業、親子イベントの企画・運営事業及び母親の成長・自立を支援する事業を行い、地域の子育てがもっと快適なるために寄与することを目的とする。

#### ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年5月11日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成26年3月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 一誠会

3 代表者の氏名

藤井 隆子

4 主たる事務所の所在地

茨城県かすみがうら市下稲吉1962番地6

5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者及びその家族に対して、市民・団体及び行政と連携して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業を行い、明るい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

#### ●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証

申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成26年5月10日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成26年3月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エフ・エイチ・ピー協会

（設立認証：平成18年9月5日，設立：平成18年9月19日）

3 代表者の氏名

李 清（中山 清）

4 主たる事務所の所在地

茨城県筑西市下中山407番地6

5 定款に記載された目的

この法人は、日本国民をはじめアジアの諸外国人の人々に医療・保健・福祉・教育を通してバリアフリーの町づくりに貢献し、平和な国際（アジア）関係を構築出来るような、交流や活動の啓発を行ない、健康的な生活の回復・維持・増進に寄与することを目的とする。

●環境影響評価準備書の縦覧について

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第16条の規定により次のとおり公告するとともに、法第17条の規定により準用する法第7条の2第2項の規定により説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

なお、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について環境の保全の見地からの意見を有する者は、法第18条第1項の規定に基づく意見書の提出により、これを述べることができる。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者の名称 茨城県

(2) 代表者の氏名 茨城県知事 橋本 昌

(3) 主たる事務所の所在地 茨城県水戸市笠原町978番6

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区公有水面埋立事業及び廃棄物最終処分場建設事業

(2) 種類 公有水面の埋立て及び廃棄物最終処分場の設置

(3) 規模 公有水面の埋立面積 約56ヘクタール（廃棄物等埋立容量 約1,000万㎡）

3 対象事業が実施されるべき区域

茨城県ひたちなか市長砂地先の公有水面

4 法第15条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

ひたちなか市, 東海村

5 方法書の縦覧の場所, 期間及び時間

(1) 縦覧の場所

| 場 所              | 所 在 地                  |
|------------------|------------------------|
| 茨城県土木部港湾課        | 水戸市笠原町978番6 (県庁舎20階南側) |
| 茨城県行政情報センター      | 水戸市笠原町978番6 (県庁舎3階東側)  |
| 茨城県茨城港湾事務所       | 那珂郡東海村照沼768番47         |
| ひたちなか市市民生活部環境保全課 | ひたちなか市東石川2丁目10番1号      |
| 東海村経済環境部環境政策課    | 那珂郡東海村東海3丁目7番1号        |

(2) 縦覧の期間

平成26年3月20日(木)から平成26年4月21日(月)(土曜日, 日曜日, 祝日を除く)

(3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時まで

6 法第18条第1項の規定による意見書の提出期限, 提出先及び提出方法

(1) 提出期限

平成26年5月7日(水)

(2) 提出先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県土木部港湾課

(3) 提出方法

直接持参又は郵送によること。

7 説明会の開催を予定する日時及び場所

| 開催予定日         | 開催予定時間  | 開催場所                         |
|---------------|---------|------------------------------|
| 平成26年3月27日(木) | 午後6時~8時 | 前渡公民館(ひたちなか市馬渡2980-1)        |
| 平成26年3月30日(日) | 午後2時~4時 | 村松コミュニティセンター(那珂郡東海村村松3370-4) |

●基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので, 同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)
- 3 作業期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 作業地域 茨城県全域

### ●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（災害復興計画に伴う空中写真撮影）
- 3 作業終了日 平成26年2月28日
- 4 作業地域 北茨城市

- 
- 1 測量機関 国土地理院
  - 2 作業種類 基本測量（オルソ作成）
  - 3 作業終了日 平成26年2月28日
  - 4 作業地域 土浦市，龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，稲敷市，つくばみらい市，阿見町

### ●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 神栖市
- 2 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 3 作業終了日 平成26年2月28日
- 4 作業地域 神栖市全域

### ●都市計画の図書の縦覧

潮来都市計画下水道の変更に伴い、潮来市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
下水道（潮来市公共下水道）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

●建築基準法第86条の5第2項の規定による一団地の認定の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第4項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 認定の取消しを行った区域の場所  
鹿嶋市大字宮中字阿崎418番, 419番, 420番, 421番, 422番, 423番, 424番, 425番
- 2 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日  
第34号, 平成48年12月6日

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字長岡字矢頭3782番48
- 2 事業主の住所及び氏名  
東茨城郡茨城町大字長岡4271番地2（エスポワール201号）  
的 場 大

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字前田字江下768番4
- 2 事業主の住所及び氏名  
東茨城郡茨城町大字長岡1797番地  
七 川 雄 治, 七 川 万由美

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷市佐倉字西ノ後395番2
- 2 事業主の住所及び氏名  
稲敷郡阿見町中央六丁目7番4号（パールハイツ102号）  
村 山 良 行

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
猿島郡境町大字山崎字香取後911番2
- 2 事業主の住所及び氏名  
猿島郡境町大字山崎894番地1  
栗 原 大 樹

## ●道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり廃止した。

平成26年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

| 廃止番号          | 廃止年月日      | 申 請 者                       |                  | 道 路 の 位 置           | 道路の幅員及び延長    |               |
|---------------|------------|-----------------------------|------------------|---------------------|--------------|---------------|
|               |            | 氏 名                         | 住 所              |                     | 幅 員          | 延 長           |
| 県総指令<br>第205号 | 平成26年3月12日 | アイテムコーポレーション株式会社 代表取締役 星 淑子 | 水戸市元吉田町182-5-101 | 笠間市下郷字芝山4446番268の一部 | メートル<br>4.50 | メートル<br>25.50 |

( 警 察 本 部 )

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年3月20日

茨城県警察本部長 大 平 修

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
警察本部庁舎清掃業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県警察本部警務部会計課管財係  
茨城県水戸市笠原町978番6
- 3 落札者を決定した日  
平成26年3月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社アビック  
茨城県水戸市袴塚二丁目4番46号
- 5 落札金額  
年額12,000,000円（消費税及び地方消費税抜きの額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成26年1月30日

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029(301)1111(代)